

プレジャーボート係留施設利用条件

●施設の使用にあたっての許可条件及び注意事項

【許可条件】

1. 愛媛県港湾管理条例及び同条施行規則、その他関係法令を厳守すること。
2. 浮棧橋を良好な状態で使用する。
3. 船舶及び棧橋の使用者は、次のとおりとする。
 - (1) 市内に住所を有するもの。
 - (2) 船舶の所有者で船舶操縦士免許を持っているもの。
 - (3) 市県民税及び固定資産税を完納しているもの。
 - (4) 台風等緊急時には、係船補強等を行うことができるもの。
4. 次に掲げる事項の一に該当する場合は、使用許可の取消し、制限又は管理上必要な措置を命ずることが出来る。
 - (1) 偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (2) 許可を受けた施設を第三者に使用させたとき。
 - (3) この施設の使用料を滞納した場合。
 - (4) 市が公益上又は管理上問題があると認めたとき。
5. 使用者は、前4の事項により許可の取消し、制限を命じられた時は、当該施設を原状に回復すること。
6. 使用者は、使用者の責めに帰すべき理由により、港湾施設を損傷させたときはこれを原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
7. 係留中の接触、衝突等による事故については、使用者の双方で全て解決する。
8. 前6、7の理由により第三者との間に損害賠償等の問題が生じた場合は、これに要する費用は、使用者の負担とする。
9. 船舶及び所有者（係留施設使用許可申請書の記載事項等）に変更があった場合、速やかに変更申請を行い、審査を受け、喪失となった場合直ちに撤去する。
 - (1) 相続に限り、所有者の変更（法定相続人の範囲）1親等以内は認める。
10. 使用施設の使用を廃止するときは、必ず廃止届を提出すること。
 - (1) 船を売却し、売却した相手にそのまま係留場所を使用させることは出来ない。

【注意事項】

1. アンカー・ブイ等は、他の船舶の航行に支障のない範囲、方法で設置する。
2. 航走波の衝撃で、他の船舶の船体や積荷に損害を与えたり、乗組員の生命に危険を及ぼす恐れがあるので、中島港湾内や漁船の操業海域及び浮棧橋設置海域では、ジグザグや高速での航行等危険な行為を行わない。
3. 港湾施設の美化並びに施設の愛護に努める。

平成17年5月24日作成